

アスティン オフィシャルファンクラブ会則

(名称)

第1条 この会は、アスティンオフィシャルファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 ファンクラブは、アスティとくしまのマスコットキャラクターである「アスティン」を応援し、アスティとくしまの情報発信の推進に寄与することにより、アスティとくしまの利用促進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 この会則において、ファンクラブの会員（以下「会員」という。）とは、ファンクラブの目的に賛同する個人、事業者、団体等で、本会則を承諾し、入会を承認された者をいう。

- 2 会員はアスティとくしまの Twitter、Instagram をフォローしなければならない。
- 3 会員は SNS 等を活用し、アスティとくしまの情報発信の推進に寄与しなければならない。

(入会手続)

第4条 会員となることを希望する者は、別に定める入会申込書を（一財）徳島県観光協会 事業企画課（以下「事業企画課」という。）に提出しなければならない。

- 2 提出された入会申込書の審査及び会員の承認手続は、事業企画課で行う。
- 3 会員として承認された者には、会員番号を付したアスティンオフィシャルファンクラブ会員証（以下「会員証」という。）を発行するとともに、入会記念品を送付する。
- 4 会員が会員証を破損又は紛失したときは、会員の申出により、再発行する。

(有効期間)

第5条 会員の有効期間は、会員として承認された日からファンクラブを解散する日、または第9条の規定により会員の資格を取り消された日までとする。

(入会金及び年会費)

第6条 ファンクラブに入会するための入会金及び年会費は、無料とする。

(会員特典)

第7条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 会員証の発行
- (2) 入会記念品の送付
- (3) メールマガジンの配信
- (4) コンサートグッズ、徳島県の特産品等が当たる抽選への参加

(退会手続)

第8条 ファンクラブの退会は、会員からの届出によるものとする。ただし、次条の規定により、会員の資格が取り消された場合は、当該届出によらず自動的に退会となるものとする。

(会員資格の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当することが確認できた場合は、会員の資格を取り消すものとする。

- (1) 会員が本会則に違反したとき。
- (2) 会員として不相当であると認めるとき。
- (3) 会員が死亡したとき又は存続しなくなったとき。

(会員の個人情報)

第10条 ファンクラブは、会員の個人情報をファンクラブの管理、運営のために必要な範囲に限り収集または利用するものとする。

2 会員から、本人の個人情報の開示、訂正又は削除の請求があった場合は、本人確認の上、遅滞なくこれに応じることとする。

(事務局)

第11条 ファンクラブの運営及び事務を処理するため、事業企画課内に事務局を置く。

付則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。